

# 公益財団法人全日本軟式野球連盟 服務規程

## 第1章 総則

### (総則)

第1条 この規程は、公益財団法人全日本軟式野球連盟（以下「連盟」という）に雇用される者（以下「職員」という）定款第49条に基づき、本連盟職員の労働条件、服務規律その他の就業に関する事項を定めるものである。

2. この規程およびその他の諸規程に定めのない事項については、その他の関係法令の定めるところによる。

## 第2章 服務

### (職員の責務)

第2条 職員は連盟の諸規程を遵守し、誠実にその義務を履行しなければならない。

### (職務に専念する義務)

第3条 職員は連盟の規則等に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間中は連盟の職務に専念しなければならない。

### (職務に専念する義務の免除)

第4条前条の規定にかかわらず、職員が本連盟の業務に関連のある研修を受ける場合、その他特に必要があると認める場合においては、職務に専念する義務を免除することができる。

### (過失による弁償責任)

第5条 職員は故意又は重大な過失によって本連盟に損害を及ぼしたときは、その弁償の責を負わなければならない。ただし、事情によってはこの限りではない。

### (意見の具申)

第6条 職員は職務についての意見を上司に具申することができる。上司は具申された意見について誠意をもって処理しなければならない。

## 第3章 職員及び職制

### (職員)

第7条 事務局に次の職員を置くことができる。

- |          |     |           |     |
|----------|-----|-----------|-----|
| (1) 事務局長 | 1名  | (4) 主事    | 若干名 |
| (2) 主任   | 若干名 | (5) その他職員 | 若干名 |
| (3) 主査   | 若干名 |           |     |

**(任免)**

第8条 職員は会長が任免する。

**(役職)**

第9条 事務局の職制は次のとおりとする。

- (1) 事務局長は事務局を統括し、職員を指揮、監督する。
- (2) 事務局主任はグループを総括し、職員の執務状況を管理する。
- (3) 事務局職員は上司の命をうけ、連盟の事務を処理する。

## 第4章 勤務

**(勤務時間、休憩時間及び労働時間)**

第10条 勤務時間は次のとおりとする。ただし、業務の都合により変更することもある。

- (1) 月曜日から金曜日（以下「平日」という。）
  - (2) 始業時間は、午前9時30分とする。
  - (3) 終業時間は、午後5時30分とする。
2. 休憩時間は正午から13時までの1時間とする。ただし執務上やむをえない場合には休憩時間を変更することができる。

**(休日)**

第11条 休日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日・土曜日とする。
- (2) 国民の祝日及び臨時休日とする。
- (3) 年末、年始休暇は原則的に12月27日より1月7日までとする。

## 第5章 休暇

**(休暇)**

第12条 休暇は年次有給休暇、特別休暇及び病気休暇とする。

**(年次有給休暇)**

第13条 各職員は勤続年数に応じ、各勤続期間の所定労働日の8割以上出勤した場合に、次の有給休暇を取得することができる。当年度において取得しなかった年次休暇の残日数は次年度に加え取得することができる。当年度において取得しなかった年次休暇の残日は、次年度に限り繰り越すことができる。

勤務年数	0.5年	1.5年	2.5年	3.5年	4.5年	5.5年	6.5年以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

### (特別休暇)

第14条 職員が次に該当した場合は申し出により特別休暇をあたえる。ただし、休日も通算する。

結婚	本人	挙式日又は入籍日前後通算して (連続5日以内)		
	子女・兄弟姉妹	挙式日当日		
出産	妻	出産日又は出産予定日のいずれか (1日)		
分娩	本人 配偶者	産前産後100日 2日		
生理	本人	職員が請求した期間のうち2日		
死亡	配偶者・子女	連続7日		
	続柄	区分	喪主のとき	喪主でないとき
	本人の	父母	連続5日	連続5日
		祖父母・兄弟姉妹	連続4日	連続3日
	配偶者の	父母	連続4日	連続2日
		祖父母・兄弟姉妹	連続3日	連続1日

### (休暇の単位)

第15条 休暇の単位は1日又は1時間とする。

## 第6章 休職

### (休職)

第16条 職員が次の各項に該当するときは、その意に反してこれを休職とすることができる。

- (1) 本連盟の都合によって必要と認めるとき。
- (2) 心身の故障のため、長期の休養を要する場合。
- (3) 刑事事件に関し起訴されたとき。
- (4) 本人の願い出を適当と認めるとき。

### (休職の期間)

第17条 前条による休職の期間は次の各項による。

- (1) 前条第1項の場合は、必要な期間とする。
- (2) 前条第2項の場合は、3カ年以内とする。

(3) 前条第3項及び第4項は、必要な期間とする。

#### (休職者の給与)

第18条 休職者の給与は、別に理事会で定める。

### 第7章 退職及び解雇

#### (退職)

第19条 退職とは次の各項に定めるものを指し、それぞれ給与規程に定める退職手当を支給する。

- (1) 依願退職 勤続1カ年以上で本人の都合によるもの。ただし、やむを得ない事情のある場合を除き退職を希望する日の30日前に退職願いを提出し、承認を受けなければならない。
- (2) 定年退職 職員の定年は、次のとおりとし、退職日は退職満年齢に到達した日の属する四半期末とする。ただし、ア及びイの期間においては、本人が希望し、解雇事由に該当しない者については、65歳まで継続雇用する。

ア	令和7年1月1日から令和8年12月31日まで	61歳
イ	令和9年1月1日から令和9年12月31日まで	63歳
ウ	令和10年1月1日から	65歳
- (3) 前項但書により継続雇用される者の就労条件は、1年ごとに雇用契約を締結することにより定める。支払われる賃金項目は、基本給と通勤手当とし、その他月額の手当は支給しない。
- (4) 前2項に定める定年退職後に継続雇用する者の就労条件の目安は、1日の勤務時間を第10条に定める勤務時間とした場合、以下のとおりとする。

週5日勤務の場合	定年退職月の基本給の80%
週4日勤務の場合	定年退職月の基本給の70%
週3日勤務の場合	定年退職月の基本給の60%

#### (解雇)

第20条 職員が次の各項に該当するときは、解雇することができる。

- (1) 精神異常又は身体障害のため業務に耐えられないと認めるとき。
- (2) 休職によりその期間が消滅してもなお就業できないと認めるとき。
- (3) 懲戒解雇処分が決定したとき。
- (4) 勤務成績が著しく悪く、職員として不相当と認めるとき。
- (5) 本連盟の都合による定員の減少及び組織機構の改廃、その他やむをえない理由により過員を生じたとき。

#### (解雇予告)

第21条 職員を解雇するときは、前条第3項を除き30日前に予告しなければならない。

## 第8章 保健

### (健康診断)

第22条 職員は次の各項により健康診断を行うものとする。

- (1) 毎年定期的に1回、別に定める医療機関における健康管理のための半日人間ドックの入院検査を行う。
- (2) 職員は、正当な理由がなければこれを拒むことができない。
- (3) 半日人間ドック入院検査の診断結果に基づき、必要に応じ職員に対して休養を命ずる等健康保持に必要な措置を講ずるものとする。

## 第9章 表彰

### (表彰)

第23条 職員が勤続20年・30年に達した時は、永年勤続者として表彰し、記念品を贈るものとする。

## 第10章 懲戒

### (懲戒)

第24条 職員が次の各項に該当する行為があったときは、懲戒に課することができる。

- (1) 本連盟の諸規程に違反することが著しいとき。
- (2) 刑事事件に関し有罪判決が確定したとき。
- (3) 職務上と否とを問わず著しく本連盟の信用を害し、又は対面を汚したとき。
- (4) 上司の命令、指示に従わないとき。
- (5) 部下の指導監督上重大な過誤があったとき。
- (6) その他著しく不都合な行為があったとき。

### (懲戒処分)

第25条 懲戒の処分は次のとおりとする。

- (1) 戒告として、始末書を提出させて嚴重注意を与える。
- (2) 減給として、1カ月以上6カ月以内の期間、本給の10分の1以内を減ずる。
- (3) 降任降格として、役職身分による職位及び等級を下げる。
- (4) 懲戒解雇として、懲戒として予告なしに即時解雇する。

### (弁明の機会)

第26条 職員を懲戒処分にする場合は、必ず対象職員に弁明の機会を与えるものとする。

### (損害賠償)

第27条 連盟は職員の故意又は過失によって損害を受けたときは、その職員を懲戒又は注意するほか、その損害を賠償させることができる。

### (雑則)

第28条 この規程に定めるもののほか、服務に関して必要な事項は理事会が定める。

#### 附則

1. この規則は平成25年1月7日から施行する。
2. この規則は平成29年4月4日から施行する。
3. この規則は令和2年12月8日から施行する。
4. この規則は令和7年4月11日から施行する。